

# 「烏帽子公園 総合看板修繕」仕様書

(担当:谷、井上 TEL075-492-3111)

## 1 件名

烏帽子公園 総合看板修繕

## 2 目的及び概要

烏帽子公園の総合看板が老朽化により損傷している。

本件は、総合看板を更新することにより、公園利用者の利便性を回復するものである。

## 3 期間

契約締結の日から令和8年3月 31日まで

## 4 履行場所

京都市北区上賀茂烏帽子ヶ垣内町 地内

## 5 修繕内容等(詳細については、位置図、写真及び構造図(別紙)参照)

- 公園総合看板設置 N=1 基
- 注意板の QR コード及びキャラクターのデータは別途支給する。
- 注意板端部、金具、突起物、基礎コンクリートなどについて、公園利用者が触れることにより、怪我をすることがないよう、面取り等、適切に処理すること。

## 【位置図】





公園総合看板設置 N=1基

【現況写真】



※既設看板は撤去済み

## 6 支払条件

業務完了後、履行場所において業務が適切に履行されていることを確認のうえ、本件に係る経費を支払う。

## 7 本業務における留意事項等

- (1) 修繕に要する材料費、労務費、車両運転費、仮設資材、機械工具類の賃料・損料、消耗品費、作業に要する寸法計測費及び諸経費等の全ての費用は、本業務に含む。
- (2) 業務に伴い発生した廃棄物は、適切に処理するものとし、運搬費及び処分費は、本業務に含む。
- (3) 作業完了後は、完了届、写真帳を提出すること。  
なお、写真帳は、着手前・完成写真、作業工程ごとの作業状況写真、不可視部分の出来形が確認できる写真を提出すること。
- (4) 近隣住民、公園利用者との間で問題が生じないよう留意するとともに、安全の確保に十分留意すること。
- (5) 作業実施者の安全管理については、受注者の責任において行うこと。
- (6) 作業時間は原則として平日の午前9時から午後5時の間とする。
- (7) 作業中、事故をはじめ、問題が生じた場合は、速やかに監督職員に連絡すること。また、事故等により、第三者や他の工作物に与えた損害については、受注者の責任において対応すること。
- (8) 現場確認に関する出張料等の一切の費用は応募者の負担とする。